

法令及び判例

(05/10)

A.- 法令

1.- 家屋税(市税 IPTU—Imposto Predial e Territorial Urbano 市街地にある土地と構築物に対する税金)の減税或いは免税

先日、ある県人会の代表者から、県人会が所有する事務所に対する家屋税(IPTU)の滞納金額の決済と免税について相談があり、同税金について経験が豊かで有能な弁護士を紹介し、具体的な質問及び対策等をされるようにアドバイスした。

数日後、考えているうちに、県人会のように親睦を目的とする協会、団体等は家屋税の免税を得られるのか法律上の疑問が大きくなり、再度検討してみた。

内容は次の通り。

はじめに、憲法は第 156、I 号 (inciso I)に各市郡の市街地にある土地と構築物資産にたいする家屋税(IPTU)を認めている。一方、農地へ対する課税権限を連邦政府に与え、INCRA（農地改革院）が農地税の徵収を管理している。

租税法典(Lei n.º 5.172/66)の 32 条から 34 条に、IPTU 税の徵収に必要な条件、納税義務発生時(Fato gerador), 市街地の定義、課税計算のベース、更に納税者は不動産と関連権利の所有者等を規定している。

一方、サンパウロ市は条令 (2010 年 3 月 24 日付け Decreto n.º 51.357—市税に関する規則を統合) の 1 条から 114 条までに、IPTU に関する規則を制定し、35 条から 41 条に減税と免税(Desconto e Isenções)について規定している。

IPTU 減税の対象は、森林保護、水源確保、自然保護等に使用されている土地、免税は年金所得者が所有する不動産、ある金額内の不動産とスポーツ促進奨励策の一環として減税制度がある。

更に、文化団体が所有する不動産も免税対象となるが、次の条件を満たす必要がある。営利を目的としない文化団体 (Entidades Culturais) へ無償で提供した物件が文化事業に使用され、団体役員への報酬、利益等の支払が無く、全資金が団体の目的遂行へ使われ、収入と費用の管理が規定に従い記録されている。 (Art. 38 inciso II)。

従って、当局へ IPTU の免税を申請するには、県人会等は文化団体と知って上記条件を満たしていることが必要条件と言える。

次に、当国(ブラジル)の文化事業、文化団体等に関連する主な規則は次に通り。

最初に、憲法 の社会秩序 (Título VIII — Da Ordem Social) の第 3 章 (Capítulo III)に、教育、文化とスポーツについて、国の基本的な奨励と保護方針を規定している。

同章の2部に(*Seção II*)、国は文化権利の行使を保証し、国内文化の源泉へのアクセスと文化表明(*Manifestações Culturais*)の評価と広報を支援し奨励する。(Art. 215)

更に、大衆文化、先住者文化、*ブラジル*、アフリカ文化と*ブラジル*の文明化に参入したグループの文化表明の保護と(Art. 215 § 1º) *ブラジル*社会を構成する異なったグループの表現; 創造、作成と生活様式; 科学、芸術、技術的な創造品; 作品、物、書類、構築物と文化芸術の表明に使用される場所; 市街構築物と歴史、科学、環境、考古学、芸術と都市文明の部門で価値ある埋蔵地は*ブラジル*の文化資産と定義し維持と保護を謳っている。(Art. 216)

しかし、多くの県人会の目的は会員間の親睦であり、定款内の目的に、上記の文化事業を記載している会はほとんど無いものと予想される点から、憲法の文化関連についての奨励又は保護対象となる可能性は非常に低いものと判断する。

一方、99年に公布された法令 (*Lei n.º 9790, de 23-3-1999*) は公益民間組織(*Organização de sociedade civil de interesse publico - OSCIP*)の定義と社会福祉、慈善、教育、文化団体等を公益組織として認証する制度を定めている。

対象となる民間組織は非利益団体で、社会福祉; 無償教育; 歴史と芸術的資産の維持と保護、或いは文化向上その他へ寄与する組織が対象となり、法務省が申請書を審議し公益民間組織の認証を出す制度となっている。

上記の認証をえた公益民間組織は企業からの寄付金(*Contribuição ou Doação*)を合法的に受取ることが出来る様になり、企業は法人税法の条件に従い、寄付金の費用控除が可能となるメリットがある。(公益民間組織以外への寄付金は贈与として取扱われ、企業の費用控除は普通認められていない)

上記法令をベースに、県人会が文化向上に貢献する公益民間組織としての認証を得ない限り、県人会が所有する事務所等へ課税される IPTU の免税は考えられなく、市当局へ免税申請しても認られる可能性はゼロに近いと判断する。

IPTU 等の滞納金がある場合、過去の例で、新大統領、新州知事又は新市長 (*Novo Prefeito*) の就任後、滞納租税額への特赦が発表されるケースが繰り返されている状況から、特赦が発表された時点で、罰金と延滞金利の一部又は全額免除、更に、債務の長期分割決済方式を利用し滞納税金等を支払い清算するが最良策と判断する。

最後に、地方市郡は企業誘致の奨励策として、条令で IPTU と ISS の減額、あるいは免税を与える自治体もあることを追記する。

